

議案第九十六号

三朝町観光審議会に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町観光審議会に関する条例の一部を改正することについて、
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、
本議会の議決を求める。

昭和四十四年九月二十四日

三朝町長 坂出雅己

写

昭和四拾四年九月露九日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第

号

三朝町観光審議会に関する条例の一部を改正する条例

三朝町観光審議会に関する条例（昭和三十一年三朝町条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「為」を「ため」に、「（以下審議会という）」を「（以下「審議会」という）」に改める。

第二条中「総合観光」を「総合観光」に、「意見を具申する」を「建議する」に改める。

第三条中「十五名」を「十人」に改める。

第四条第一項中「中より」を「うちから」に改め、同条第二項中「二年」を「二年」に、「但し」を「ただし」に改める。

第五条中「一名」を「一人」に改め、「互選によって」の下に「これを」を加える。

第六条に次の一項を加える。

副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第七条及び第八条中「出来る」を「できる」に改める。
第九条中「此の条例に定めるものの外」を「この条例に定めるもののほか
審議会の」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。